

## 愛知県動物愛護推進協議会平成27年度第2回会議議事録

- 1 日 時：平成28年2月16日（火） 午後2時から午後4時まで
- 2 場 所：愛知県三の丸庁舎 801会議室
- 3 出席者：（委員）矢部委員（会長）、齋藤委員（副会長）、狩野委員、清水委員、高田委員  
（代理出席 川地指導主事）、鶴田委員、牧野委員、宮本委員、村松委員  
（代理出席 横井係長）、山本委員、脇田委員  
（事務局）生活衛生課 和久田課長、増野主幹、木下課長補佐、岡主査、黒坂主任  
動物保護管理センター 神谷業務課長

### 4 概要

#### （1）あいさつ

##### 【生活衛生課 和久田課長】

委員の皆様方には、お忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会平成27年度第2回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、それぞれのお立場から御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本県では愛知県動物愛護管理推進計画に基づき、各施策に取り組んでおりますが、本日は平成27年度の推進計画の進捗状況について、中間報告をさせていただきます。

また、本計画の具体的取組のうち、啓発に関する取組について、委員の皆様方にアンケートのご協力をお願いいたしました。

詳細につきましては、このあと担当からご説明させていただく予定ですが、この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

本日は、委員の皆様方の豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から各議題について、活発な御意見をいただければと思います。

今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

#### （2）議題

##### ア 愛知県動物愛護管理推進計画の平成27年度の進捗状況（中間報告）について

事務局 資料3により、愛知県動物愛護推進計画の平成27年度の進捗状況（中間報告）について説明。

##### イ 愛知県動物愛護管理推進計画に基づく啓発について

事務局 愛知県動物愛護管理推進計画に基づき、さらに積極的に啓発を実施するため、各委員にリーフレットの配布やポスターの掲示に協力できるか事前にアンケートを実施した。今後アンケートの結果を基に、啓発協力依頼を行う予定である旨を説明。

資料4により、現在実施している啓発事業について説明。

##### 【矢部会長】

この場で、啓発の活用のアイデア等もだして頂ければ、と思う。

自分も、大学の教員という立場で何ができるか考えたが、大学で「環境と法」という授業を持っているが、授業の場でリーフレットを配布してみようかな、とも考えている。

##### 【清水委員】

現在啓発資材等はどのように配布されているのか。

##### 【事務局】

動物保護管理センターの来場者に配布するとともに、9月の動物愛護週間に併せてキャンペーンを実施して配布したり、市町村の狂犬病予防業務担当に配布依頼している。また、

愛護団体等から希望があった場合等にも配布している。また、獣医師会にも協力頂いている。

**【清水委員】**

蒲郡市の狂犬病予防注射の集合注射会場で、災害対策のリーフレットを配布したいと考えている。獣医師会で持っているよりも、一般の市民と直接話す機会があれば、その際に配布したほうが効果的と考える。

**【矢部会長】**

啓発資材等はホームページからダウンロードできるようになっているのか。

**【事務局】**

なっている。

**【脇田委員】**

エンドユーザーの果たすべき責任が周知徹底できていないことが課題と感じている。

岡崎市がたくさんリーフレットをくれるので、販売時に渡しているが、お客さんから問い合わせがあったり、わりと反響がある。啓発の内容にもよるとは思うが、販売の際にエンドユーザーにリーフレットを渡す等、業界をあげて協力できると思う。

犬よりも、飼い主のしつけが重要と考えている。そうは、なかなか言えないけど、頭の柔らかいうちにリーフレット等渡しておくとう有効だと考えている。

**【矢部会長】**

啓発資材で環境省と重複するものはあるのか。共用できるものは活用すればと思う。

**【事務局】**

かぶるものはなるべく作らないようにしており、環境省が作成していないもののうち、是非県で啓発したいものについて作成するようにしている。

**【宮本委員】**

学校教育がどのように学校飼育動物について考えているのかと疑問に思う。自分の子ども達が学校に行っている間、あまり感じる事ができなかった。動物虐待が人を傷つけるという事件の発端になっているというようなことは、何年も前から言われていることで、教育委員会も一緒になって命の大切さを学ぶような講習会を年に1回開催するなどできないのかな、と思う。教育委員会全体で幼稚園・小学校で教室を行うなど取り組めば、子どもが小さい時に家族みんなで動物について勉強するということができるのではないかと、思っている。そのようなことについて、何か教育委員会として考えていることはあるのか。

**【川地指導主事】**

本日代理出席のため、課に持ち帰って御意見を伝えたい。

**【清水委員】**

愛知県獣医師会は10年以上前から、学校動物支援委員会を作り、学校飼育動物の飼育のお手伝いをしている。触れあい教室も行っており、年間で県下15教室程度行っており、また、動物を飼うことの意義等についての先生向けのセミナーを1年に1回実施している。それ以外にも各地域でも地元の依頼に応じてふれあい教室、講演会等を行っている。

このことについて、教育委員会とも話し合いを進めているところである。現在進行形ではあるが、このような状況をご理解いただきたい。

**【狩野委員】**

岡崎市内では11校くらい、市の獣医師会に依頼して、小学校をまわっている。

また、公立保育園、幼稚園の全年長さんにセンターにきてもらって、動物愛護の話をしている。

3～4年前に本協議会で教育委員会から、各市町村、各学校で決めて頂きたいという回答をもらった。しかし、現場を見ていたら、この飼い方でいいのかな、これで正しい知識をもてるのかと疑問に思うような飼い方をしているところが未だにある。学校で動物を飼って欲しくはないとは思わない。そのために必要なこととして、各学校が考えるというこ

とは必要かと思うが、県教育委員会全体として、こういうことは守らないといけない等の考え方等を出して欲しいと思う。一番大きいのは、えさ代、治療費、亡くなった時の埋葬費用についてである。こういうものの予算化をしているところはほとんどない。知っている限りでは豊田市のみ。自身も市の教育委員会と話しをしていると、そういうものは、学校毎に、又はPTAで工面している、という話をよく聞く。

学校で動物を飼うことを教育委員会として認めるならば、それにかかる手当はきちんとしてほしい。それがないと片手落ちではないかと思う。動物を飼うのはお金がかかる、ということと一緒に生徒に教えてほしいと思う。是非学校飼育動物についてはお願いしたい。

学校で動物を飼育することは情操教育にもなりいろいろないい効果があると思う。しかし、ちゃんと飼ってないと、これでいいんだと思ってしまうことが一番怖いことである。

リーフレット等の配布はしてもらっていることも存じているが、そこまでしてもらっているのに、予算がつかないことが不思議に思う。そのあたりをお願いしたいと思っている。

もう一点、奈良県の「いのちの教育」についてお知らせしたい。動物を使わないいのちの教室というもので、3回セットでやっている。自身が参加した時には、教育委員会の人間は誰もいなかった。ほとんどが動物愛護関係者とボランティアの方だった。できれば教育委員会にも参加してほしいと思う。生徒の心をつかんだり、教員でないと無理だなという進行をされている。一緒になって教育委員会がやってくれたら、今後色々なところで命という意味で話を展開していく中でいい方向にいくのでは、と思う。

#### 【清水委員】

岡崎市は岡崎市獣医師会と協力してやっているが、県獣医師会もそれに協力させてもらっている。

獣医師会としても、動物を飼うならばえさ代、治療費をつけてほしい、と要望しているが、小学校等は、各市教育委員会が管轄であり、県下一括でどうにかなる、というものではない、ということは存じている。治療費に関して皆さんが心配されないように今年度春から学校獣医師協力制度というものを設け、獣医師会に問い合わせてもらえれば、飼育動物の治療をしてもらえる病院を紹介できるようにしており、また料金についてもほぼ実費でさせて頂いている。少子化の中、子どもをみんなで育てよう、と獣医師会も考えているので、教育委員会のほうもよろしく願います。

#### 【矢部会長】

教育委員会におかれては、是非持ち帰って検討してもらいたい。

#### 【鶴田委員】

豊田市は来年度から、狂犬病予防注射の集合注射の通知をハガキから封書にした。各種啓発の紙もいれることができる。年1回の市町村担当者会議でも紹介してもらえればと思う。

#### 【齋藤委員】

だれが使うか、ということを見ると、リーフレットもよいが、クリアフォルダもよいと思う。

一つの案として、小学校低学年の子どもが使うようなものを作ってはどうか。子どもが使っているのを親が見る、ということもある。大人の目線で作るのもいいが、子どもの目線で作るのもひとつと思う。

#### ウ その他

#### 【齋藤委員】

豊橋総合動植物公園で生まれた象の飼育における課題等について情報提供。象は群れの中で育児を学ぶため、飼育下で出産した象については育児放棄することが多い。同園でも飼育放棄したため、人工保育を実施したが、1歳を過ぎたころに骨折し、現在（4

歳) もリハビリ中である。昨年再び母象が妊娠したため、出産・育児を学ぶため、市原ぞうの国に預けている。

人工保育された象のほとんどは骨折等により、長生きしない。いかに狭い施設の中で運動させるかが、課題であり、母親がついていればそのあたりもクリアできるのかとも思う。最近の象の繁殖はそのあたりの問題をクリアしながら、どこの動物園でもがんばっているところである。

#### 【矢部会長】

日本のカメの置かれている現状について、情報提供。

動愛法の対象動物には爬虫類も含まれる。しかし、日本では爬虫類に対する愛護はなかなか進んでいないのが現状である。その中で、カメはペットとして流通していることが多い中、色々な問題が出てきている。

まず、ニホンイシガメについて。ニホンイシガメは西三河・東三河・知多半島には多く分布しているが、世界的にみると局所的に分布している珍しい固有種である。もともとペットとしての需用はなかったが、2012年くらいから中国でニホンイシガメとヤエヤマイシガメの需用が高まり、日本で乱獲されて輸出されるようになった。2015年には中部国際空港で大量に密輸されようとしていたところが摘発された。カメは非常にひどい状態で輸送されていた。ペットとしての需用や、カメゼリーの原料として需用が高まっているのではないかと考えられている。愛知県豊田市での捕獲が最も多い。ここ数年の野外での乱獲の状況を環境省も問題視して調査に乗り出し、その結果をもって2015年9月から環境省が甲長8cm以上の個体については輸出を認めないこととした。ニホンイシガメはこれまでペットとしてこれまで注目されていなかったが、アカミミガメに規制がかかっており、クサガメも外来生物の関係でペットショップが販売を控える方向にある。これによってニホンイシガメに注目が集まっているが、国内での規制なしには、輸出の規制が成り立ちにくくなる。この冬に、イシガメの条件付輸出禁止やヤエヤマイシガメの完全輸出禁止により、輸出しようとしていたと見られる業者がたくさん野外に遺棄するという事件が起こった。その中には、自身が研究でマーキングしたものも交ざっていた。

次に、ヤエヤマイシガメについては、2014年の夏に現状調査を行ったところ、分布が局所的であり、非常に個体数が少ないということから、環境省が自然分布のものは輸出を完全禁止とした。石垣市が自然環境保護条例に保全種としてあげ、同市では捕獲・殺傷を禁止している。現在竹富町でも同様の条例を準備中。

最後に、外来のカメについて。ワニガメが特定動物、噛みつきガメが特定外来生物に指定されている中、ミシシippアカミミガメ(ミドリガメとして流通)について。某製菓会社がおまけとして配布したのをかわきりにペットとして大流行。それがサルモネラの保菌種として毒ガメだという噂が広まり、大量に野外に放されたりして、現在は要注意外来生物に指定されている。最近輸入頭数がどんどん減少している。成長した大人ガメは雑食から草食に移行し、ジュンサイやレンコンや稲などを食べてしまい、農業被害もでている。現在環境省でアカミミガメ対策推進プロジェクトが進行中である。国外からの輸入をストップすること、遺棄せず終生飼養すること、野外個体を防除すること、啓発を行うことが柱とされている。

爬虫類といえども終生飼育が必要であることを啓発していただきたい。

また、そもそも長年生きるものであるから、飼ってはいけない、という理解も必要であり、啓発にご協力いただきたい。

### (3) その他

#### 【清水委員】

日本は現在狂犬病清浄国であるが、犬の高齢化もあり、ワクチンがうてない動物も増えてきている。その場合、臨床獣医師は「猶予証」を発行しているが、ワクチンの説明書を

みるとアナフィラキシーを起こす動物等にはうたないほうがいと記載してあり、うってはいけないとは記載していない。また、狂犬病発生時には、アナフィラキシーを起こす動物には気をつけてうちなさい、と記載されている。気をつけてうってもアナフィラキシーは起こるので、臨床獣医師としてはアナフィラキシーの既往歴のある犬にはうたくはない。発生時には打つことはやむを得ないと思うが、現在の清浄状態では、「うてません」ということを何らかの書類にしたい。しかし、「猶予」というのは、臨床獣医師としては判断することができないと考えていることから、狂犬病予防注射をうつのが不適當かどうかを判断したという証明書として「狂犬病予防注射実施における証明書」という形で作成しつつある。まだ若干手直しをしている段階である。それができるまでは現在発行している「猶予証」を使う可能性があるが、そのような状況であることをご理解いただきたいことと、狂犬病予防ワクチンそのものがそのような性質のものだということを確認していただきたい。注射事故の際のことについても、だれが補償するのか、ということも問題視している。現在は獣医師会が見舞金として補償しているが、本来であれば国が補償すべきと考えているところである。

#### 【狩野委員】

犬等の処分について、中核市が県に委託しているが、県の炉の老朽化に関して非常に心配しているところである。

その中で一点、ピースウィンズジャパンという組織があるが、年間30億程度の予算で動いている団体であるが、その中の一つの事業としてピース・ワンコ・ジャパンというものがある。広島組織。全国展開している。かなりの寄付金をもとに、殺処分ゼロを目指して事業を展開している団体である。このあたりをうまく利用しながら、今後の展開を図っていただければありがたいのかな、と考えている。今後の事業展開の際の一つの情報として考えていただければ、と思う。

#### 【事務局】

炉については、確かに老朽化が進んでいるが、殺処分機や炉の更新については、殺処分ゼロという流れの中で、現在まだ、検討中である。色々な方向でこれから検討していくことと考えている。

#### 【矢部会長】

動愛法だけではなく、外来生物の処分等も動物保護管理センターでできればと思う。

#### 【脇田委員】

環境省の中央審議会も来月にスタートすることから、色々なことが分かり次第情報提供したい。